

平成 23 年度 第 1 回 沖縄県環境審議会における委員意見等の概要

項目	第 1 回の審議会における意見等	事務局の説明
アセス件数について	・ 環境影響評価の実施状況の全国との比較で、沖縄県が全国で 3 位となっている理由は。	全国的にアセスの実施件数は減ってきていますが、本県は埋立、飛行場といった大規模な事業がまだ実施されており、平成 12 年以後、本県の 28 件は全国 3 位となっています。
条例改正について	・ 東日本大震災の後、再生エネルギーの利用が期待されている中、条例の改正は再生エネルギー関連施設の事業化にどう影響するか。	再生エネルギー利用の観点から風力発電所の設置数が増え、大型化していくことが想定され、環境に配慮して実施していただく必要があることから、対象事業に風力発電所を追加する必要があると考えています。
風力発電所について	・ 対象事業に風力発電所を追加したら、施行されるのはいつか。	改正条例の制定は来年を考えています。条例改正後、1 年くらいの周知期間を設けて施行する予定ですが、具体的な時期は未定です。
	・ 施行される前に設置すれば対象にならないのか。	条例施行前に着工していれば対象にはなりません。
	・ 沖縄県では、低周波音の苦情はないのか。	現在までのところ低周波音の苦情はありません。
	・ 風力発電所に関しては、いろいろな苦情の実態もあると思う。今まで本島での苦情等の案件については、必ず説明する必要があると思う。いきなり住民に説明しても、風力発電所の是非を判断できないと思う。	環境省の全国調査では、騒音、低周波音、バードストライク、シャドーフリッカー、景観等の問題が報告されています。 資料 4 参照
	・ 風力発電所の対象規模はどの程度を考えているのか。	法対象事業の規模や各県の状況、本県の自然環境等を踏まえ、条例施行規則で定めることとしています。 資料 3 参照
配慮書手続について	・ 一般的な SEA と日本版 SEA とは違うのか。	今回の法改正により導入された配慮書手続のことを日本版 SEA と呼んでおり、配慮書手続は事業の計画段階を対象としているため、事業に先立つ政策や上位計画等を対象とする本来の SEA の考え方よりは狭義のものとなっています。
	・ 配慮書手続の導入は、将来的な SEA の導入を前提としたものと考えてよいのか。	環境省では引き続き、SEA の拡大を検討していくとしています。
	・ 本来の SEA ということになると上位計画まで踏み込むと考えてよいのか。計画自体を無くすことも選択肢に入ってくることになる「ゼロオプション」も視野に入れて考えてよいのか。	上位計画をどこまで視野に入れているかは把握していませんが、現在、国において行われている「基本的事項の技術検討委員会」でゼロオプションの導入についても議論されています。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配慮書の段階において複数案を提示するという、或いは複数案を準備しておくことが事業者に求められると考えてよいか。</li> <li>・ 配慮書手続に関しては専門家から意見聴取することだが、環境影響評価審査会のようなものはないということか。</li> <li>・ 今回の法改正は住民への情報公開をもう少し密に、しかも見やすくするという意図が酌めるが、審査会という公的な組織がなく、専門家からの意見聴取ということになると、いつ、誰に、どのように聴取したのかということが県民等からは見えづらくなる可能性があるため、そこに関する配慮はしないといけないし、そこに不信感をもたせるようなやり方にしない工夫が必要と思う。</li> <li>・ 県民の意見を聴取するというところから当然のことだが、フィードバックのラインがないといけなような気がする。万が一、計画の見直しという事があった場合にどの段階で見直しというところに戻ることが想定されているのか。</li> <li>・ 環境審議会委員がアセス手続で関与することがあるか。</li> </ul>	<p>配慮書手続において、原則として複数案を検討していただき、その内容を公表してもらうことを考えています。</p> <p>配慮書の段階は、事業の熟度も低く、文献調査を基本としているため、審査会ではなく、専門家からの意見聴取ということを考えています。</p> <p>環境情報の交流はアセスの根幹と考えており、条例の配慮書手続においては、住民等に対する説明会の開催を規定することにしてあります。</p> <p>事業者内部で住民意見等を踏まえて、複数案の選定結果を理由を含めて公表していただくというフィードバックの形を考えています。</p> <p>なお、手続きとしてのフィードバックは法においても規定されていません。</p> <p>条例に基づきアセス図書が提出された場合は、沖縄県環境影響評価審査会において審議されます。</p>
事後調査手続について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正後も事後調査は環境影響評価とは別という考え方でよいか。</li> </ul>	<p>条例改正後も、事後調査の定義上の位置づけは変わりません。</p>
対象事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法と条例の対象事業の具体を示して欲しい。</li> <li>・ 太陽光パネルの対象事業への追加はあるか。</li> </ul>	<p>第1回審議会資料により説明。</p> <p>大規模な面積を改変しての太陽光発電施設の設置は、ほとんどない状況にあるので、今後の状況をみながら検討したいと考えています。</p>
意見公募結果について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントのリアクションの状況をどのように捉えているか。</li> </ul>	<p>本県における、これまでのパブリックコメントの実施状況が公表されていますが、意見数 68 件は少なくはないと思います。</p>